

| 国名 | 台湾 |
|----------------------|--|
| 公的年金の体系 | |
| 被保険者 (◎強制△任意×非加入) | <ul style="list-style-type: none"> ・◎軍人 (軍人保険) ・◎公務員 (公立学校教職員を含む。以下同じ) (公務員教職員保険) ・◎私立学校教職員 (同) ・◎15歳以上65歳未満の労働者 (労働者保険) ・◎上記以外の25歳以上65歳未満の者 (国民年金) ・×外国人 (ただし、公私立学校教職員、民間企業の労働者は加入可) |
| 保険料率 | <ul style="list-style-type: none"> ・軍人 (軍人保険) 9.94% ・公務員 (公務員教職員保険) 8.83% ・私立学校教職員 (公務員教職員保険) 8.83% ・労働者 (労働者保険) 9.5% ・上記以外の者 (国民年金) 8.5% |
| 支給開始年齢 | <ul style="list-style-type: none"> ・退役時 (軍人保険) ・55歳 (公務員教職員保険) ・61歳 (労働者保険) ・65歳 (上記以外の者) |
| 基本給付額 | |
| 給付の構造 | <ul style="list-style-type: none"> ・軍人 (軍人保険) <ul style="list-style-type: none"> 一時金 被保険者期間により最高で月給45か月分 ・公務員、私立学校教職員 (公務員教職員保険) <ul style="list-style-type: none"> 一時金 被保険者期間により最高で月給42か月分 年金 退職前10年間の平均賃金 × 被保険者期間 × 給付乗率 (基本給付乗率0.75%) ・労働者 (労働者保険) <ul style="list-style-type: none"> 以下の計算式のうち、受給額が高いほうで算定される。 ①平均標準報酬月額 × 被保険者期間 × 0.775% + 3,000円 ②平均標準報酬月額 × 被保険者期間 × 1.55% ・上記以外の者 (国民年金) <ul style="list-style-type: none"> 以下の計算式のうち、受給額が高いほうで算定される。 ①納付済保険料 × 被保険者期間 × 0.65% + 3,000円 ②納付済保険料 × 被保険者期間 × 1.3% |
| 所得再分配 | すべての制度にあり |
| 公的年金の財政方式 | <ul style="list-style-type: none"> ・賦課方式 (軍人保険) ・事前積立方式と賦課方式の混合方式 (公務員教職員保険) ・同 (労働者保険) ・修正賦課方式 (国民年金) |
| 国庫負担 | <ul style="list-style-type: none"> ・軍人 (軍人保険) 65% ・公務員 (公務員教職員保険) 65% ・私立学校教職員 (公務員教職員保険) 32.5% ・労働者 (労働者保険) 10% ・上記以外の者 (国民年金) 40% |
| 年金制度における最低保障 | <ul style="list-style-type: none"> ・給与5か月分 (軍人保険) ・3,000円 (労働者保険) ・3,000円 (国民年金) |
| 無年金者への措置 | 公的扶助 (社会救助) や各種社会手当 (中低収入老人生活津貼等) で対応 |
| 公的年金と私的年金 | 軍人、公務員、私立学校教職員及び労働者には強制加入の退職金あり |
| 国民への個人年金情報の提供 | あり |

台湾の年金制度

根岸 忠 (高知県立大学文化学部准教授)

1. 制度の特色

台湾の年金は、被用者保険と住民保険からなり、被用者保険は職業別の総合保険となっている。すなわち、軍人、公務員、教職員及び民間企業の労働者という被用者別の制度と自営業者や農民等が加入する制度に大きく2分される。また、これら職業別の被用者保険は、かつては医療、年金、労災及び失業という各種保険事故に対し給付を行う総合保険の形式をとっていた。

軍人には一時金のみ、公務員及び教職員には年金と一時金が、それ以外の者には年金が支給される。とりわけ、軍人、公務員及び教員は「軍公教」と呼ばれ、給付面でかなりの程度優遇されている（こうした軍公教への優遇措置「軍公教福利」は強い批判の対象となってきた）。くわえて、後述するように、強制加入の退職金が存在し、年金制度を論ずる際には、退職金もまとめて議論する点に特色がある。

2. 沿革

戦後、我が国が台湾から撤退した後、国共内戦に敗れ中国から移ってきた国民政府は、本省人（日本統治以前から台湾に居住していた者）と激しく対立した結果、戒厳令を敷き、白色テロと呼ばれる弾圧を行う一方で、自らの支持基盤であった外省人（戦後、中国各地から国民政府とともにやってきた者）を取り込もうとした。本省人の多くが母語としていた台湾語を話すことができない外省人は、台湾での商売に従事することができず、その多くが軍人、公務員及び教員となった。ゆえに、国民政府は、自らの支持基盤として、これら3者を優遇する政策をとることとなる。

台湾の年金制度は1950年に軍人及び労働者に対する制度（軍人保険、労働者保険（勞工保険））が創設されたことにはじまる。軍人を除く、公立学校の教職員を含む公務員のための制度（公務員保険（公務人員保険））は、1958年に作られた。先述したように、この時期の台湾は戒厳令下にあり、政府は、住民を抑圧する一方で、大陸反攻を掲げる国民政府

の支持層（軍人、公務員（公立学校の教職員を含む））、経済発展を遂げる上で重要な役割を担う民間企業の労働者に対し、職業別の社会保険制度に加入させることとした。

その後、台湾経済は驚異的な成長を遂げ、従来10人以上の労働者を使用する事業場を適用対象としていた労働者保険は、1979年にその適用対象を5人以上に拡大し、さらに、1980年には、従前労働者保険の任意加入者としていた私立学校の教職員につき、私立学校教職員保険を創設し、強制加入とした。

1987年に至って38年にわたる戒厳令が解除された。国会議員である立法委員や総統等は住民による直接選挙で選出され、国会である立法院や地方議会の選挙では有権者からの支持を得るため、無年金者への所得保障の充実が公約として掲げられるようになった。くわえて、初の民選総統となった李登輝政権末期の1999年に、私立学校教職員を公務員保険の被保険者としたため、現行の公務員教職員保険（公教人員保険）と改称された。

2000年に台湾初の政権交代を成し遂げた民進党の陳水扁政権は、いずれの公的年金の対象とはならない者を対象とする国民年金法の早期成立を目指したが、立法院の過半数が国民党の立法委員で占められていたため、当該法案はなかなか成立しなかった。しかし、陳政権末期の2007年に同法が制定され、2008年から施行されている。

2008年に政権の奪還をはたした国民党の馬英九政権は、従来一時金が支給されていたことから、老後の所得保障制度としては不十分であった労働者保険の改正に取りかかり、翌2009年より年金が支給されることとなった。さらに、同保険の保険財政の安定化から、60歳から65歳に段階的に受給開始年齢を引き上げることにくわえ、保険料の引き上げも行った。また、労働者保険と国民年金の被保険者期間の通算をできるようにした。労働者保険に続き、2014年には公務員教職員保険を改正し、給付の年金化を行った。

2016年に再び政権交代を果たした民進党の蔡英文政権は、総統選挙において年金改革を公約に掲げていたことから、就任後すぐに専門家や各界の代表(38名)からなる国家年金改革委員会を招集した。当該委員会は週1回行われ、20回にわたり開催された。

それを受けて、同年末及び2017年初めに各地域の意見を聞くために国家年金改革委員会分区分会議、及び国家の重要事項を議論する場である国是会議にて年金改革が議論されることとなった。2017年、国是会議での結論を踏まえ、公務員や公立学校の教職員等に毎月支給される退職金の受給開始年齢を引き上げる、公務員の退職金及び賞恤金の支給に関する法律（公務人員退休資遣撫卹法）案等、3つの法案が立法院に提出され、可決成立した。

3. 制度体系の概要

台湾の公的年金は、軍人が加入する軍人保険、公務員や公私立学校の教職員が加入する公務員教職員保険、及び5人以上の労働者を雇用する民間企業の労働者が加入する労働者保険、上記の被用者保険の対象とならない25歳以上の自営業者等が対象となる国民年金から構成される。ただし、労働者保険は、職業別組合（職業工會）に加入している自営業者（自營業者）等も被保険者となる。被用者保険はいずれも総合型社会保険である（業務外の病気やけがを理由とする医療給付は、1995年に全住民を対象とする全民健康保険が実施され、さらに、労働者保険のみ失業給付が存在したが、2002年に当該給付が就業保険として分離独立した結果、現在すべての被用者保険は労災給付及び年金給付のみを支給している）。軍人保険以外の制度は昨今の改正により、いずれも年金を支給するようになったことから、老後の所得保障機能が強化された。

また、被用者保険の被保険者には、2階部分として強制加入による労働者退職金（勞工退休金）等の退職金制度が存在するため、農民等の国民年金の被保険者と老後の所得保障に大きな格差が生じている。

これら4つの制度のうち、労働者保険の規模がもっとも大きく（2017年12月現在被保険者数1027万2071人）、ついで国民年金がつづく（同334万9164人）。

4. 給付算定方式、スライド方式

軍人保険の退役給付（退伍給付）は一時金であり、被保険者期間5年未満の者には月給5か月分、被保険者期間が5年以上の者には最高で45か月分が支給される。

公務員教職員保険の養老給付は、被保険者期間15

年以上かつ55歳以上で退職した者に支給される。養老給付には、一時金である一次養老給付（被保険者期間により最高で月給42か月分）と年金である養老年金給付（退職前10年間の平均賃金 × 被保険者期間 × 給付乗率（基本給付乗率0.75%））がある。

労働者保険の老年給付は、被保険者期間15年以上かつ60歳以上の者に支給される。ただし、当該期間が15年未満の者には一時金が支給される。

以下の計算式のうち、受給額が高いほうで算定される。

- ①平均標準報酬月額（被保険者期間のうち、もっとも標準報酬月額が高かった60か月の平均額） × 被保険者期間 × 0.775% + 3,000元
- ②平均標準報酬月額 × 被保険者期間 × 1.55%

国民年金の老齢年金は、被保険者期間を有する65歳以上の者に支給される。

以下の計算式のうち、受給額が高いほうで算定される。

- ①納付済保険料 × 被保険者期間 × 0.65% + 3,000元
- ②納付済保険料 × 被保険者期間 × 1.3%

5. 負担、財源

軍人保険の保険料は報酬月額9.94%相当額であり、被保険者が35%、国が65%を負担する。

公務員教職員保険の保険料は報酬月額8.83%相当額であり、公務員（公立学校教職員を含む）の場合は、被保険者が35%、国が65%、私立学校教職員の場合は、被保険者が35%、国及び事業主が32.5%ずつ負担する。

労働者保険の保険料は標準報酬月額9.5%であり、被保険者が20%、事業主が70%、国が10%を負担する。

国民年金の保険料は保険料月額（18,282元）の8.5%であり、当該額がすべての被保険者に適用されるため、事実上の定額負担である。被保険者が60%、国が40%を負担するが、低所得者にはさらに公費負担がなされる。

6. 財政方式、積立金の管理運用

軍人保険は、法律上積立金を有することになって

いるが、実際には保有していないため、賦課方式により実施されている。

公務員教職員保険は、事前積立方式と賦課方式の混合方式をとっており、台湾銀行が積立金の管理運用を行っている。

労働者保険も、事前積立方式と賦課方式の混合方式をとっており、労働部労働基金運用局が積立金の管理運用を行っている。

国民年金は、一定の積立金を有するが、賦課方式により運用されているので、修正賦課方式である。衛生福利部から委託を受けた労働部労働基金運用局が積立金の管理運用を行っている。

7. 制度の企画・運営体制

各制度により、保険者が異なる。

軍人保険は国防部、公務員教職員保険は考試院人事部(銓叙部)、労働者保険は労働部労働者保険局(勞工保險局)が保険者となる。国民年金は、衛生福利部が制度設計及び法令の解釈を行うが、実際の事務は労働部労働者保険局に委託されているため、当該保険局が保険者となっている。

8. 最近の議論や検討の動向・課題 (今後の見通し、評価を含む)

老齢給付の受給開始年齢につき、公務員や教職員は55歳、労働者は60歳、農民など国民年金の被保険者は65歳であるが、今後高齢化が急速に進む見通し

であり(2018年4月末で高齢化率は14.10%)、受給開始年齢の引き上げは急務である。労働者保険の被保険者の受給開始年齢を段階的に引き上げており、今年から61歳支給開始となった。2年に1歳ずつ引き上げており、2026年からは65歳で固定される。先述したように、公務員や教職員については、退職金の受給開始年齢を引き上げる形で対応した。

先述したように、蔡總統は、国家年金改革委員会や国是会議を開き、住民の合意を得る形で年金改革を進めたいのだけれど、とりわけ、受給開始年齢の引き上げや受給額の減少といった影響を大きく受ける軍人、公務員及び教員から激しい抗議活動がなされている。しかし、これまでの政権のように、小手先の改革で終わるならば、2020年の總統選挙での再選はむずかしくなることから、是が非でも成功させたいところだろう。

.....

主な参考文献

- ・労働部勞工保險局ホームページ(<https://www.bli.gov.tw/default.aspx>)
- ・總統府國家年金改革委員會ホームページ(<https://pension.president.gov.tw/Default.aspx>)
- ・簡玉聰「少子高齢社會與年金制度改革—檢視年金制度改革在年金財務永續之侷限性」月旦法學雜誌262号(2017年)
- ・孫迺翊「年金改革，信賴保護原則與年金期待權之財產權保障—兼論不同職域年金制度之銜接」月旦法學雜誌268号(同年)